平成２７年（フ）第５号
岩手県下閉伊郡岩泉町門字雷峠８番地
債務者　林　とよ子
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２７年（フ）第１１５号
川崎市中原区宮内３丁目４番24号　ＳＨＩＭＡＤＡブルーム303
債務者　高橋　正浩
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第６２号
長野県松本市埋橋２丁目３番10号　フォーブル平林102号
債務者　**廣**瀬　　猛
1　決定年月日時　平成27年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第７６号
長野県松本市野溝木工２丁目２番９号　矢澤貸家北
債務者　今　　重光
1　決定年月日時　平成27年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第３１号
長野県飯田市中央通り４丁目９番地１
債務者　吉良　順子
1　決定年月日時　平成27年４月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２６年（フ）第２４４号
兵庫県伊丹市池尻６丁目187番地　ファミール池尻301号
債務者　福山建興こと　福山　　篤
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第２０号
兵庫県尼崎市南塚口町３丁目２番18号ダイドーメゾン塚口Ⅱ―207号
債務者　土屋　和代
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第１８９号
兵庫県西宮市石在町19番３―501号
債務者　中野　晶乃
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第３５号
佐賀市鍋島１丁目17番26号　東３
債務者　岡村　有希
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２３号
宮崎県延岡市沖田町2531番地44
債務者　藤田　和典
1　決定年月日時　平成27年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２７年（フ）第１０号
栃木県那須塩原市新南32番地30
債務者　西脇　利男
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月18日まで
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２７年（フ）第２０号
石川県小松市おびし町125番地
債務者　池上　理佳
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月18日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２７年（フ）第１７０号
兵庫県尼崎市南武庫之荘11丁目11番１―909号
債務者　堀　　文男
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第４号
兵庫県丹波市市島町南664番地
債務者　永井多江子
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月18日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２７年（フ）第７号
兵庫県淡路市志筑740番地１　石畑団地２―253
債務者　福谷れい子
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月18日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２７年（フ）第１１号
山口県美祢市大嶺町東分1214番地２　サンロイヤルＡ203号、従前の住所山口県美祢市大嶺町東分来福台１丁目３番地１
債務者　藤永　健二
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月18日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２７年（フ）第２１号
山口県宇部市中村３丁目２番56―３号、従前の住所山口県宇部市松山町１丁目９番７―1102号　サーパス松山町
債務者　西野　信二（旧姓上川床）
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月18日まで
山口地方裁判所宇部支部